

令和 8 年 第 2 回

釧路市議会 2 月定例会報告

2 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
釧路市報告第 1 号	令和 7 年事務報告書提出の件	3
釧路市報告第 2 号	工事請負契約変更報告の件（西消防署大楽毛支署・第 1 2 分団庁舎建築主体工事）	5
釧路市報告第 3 号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）	7
釧路市報告第 4 号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）	9
釧路市報告第 5 号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）	11
釧路市報告第 6 号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）	13
釧路市報告第 7 号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）	15

釧路市報告第1号

令和7年事務報告書提出の件

令和7年釧路市事務報告書を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月26日

釧路市長 鶴間 秀典

(参考)

地方自治法抜粋

(長の説明書提出)

第122条 普通地方公共団体の長は、議会に、第211条第2項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

釧路市報告第2号

工事請負契約変更報告の件

令和7年第4回釧路市議会6月定例会において議決を経た、西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎建築主体工事に係る工事請負契約を、次のとおり変更したので報告する。

記

3契約金額中「1,022,780,000円」を「1,023,693,000円」に改める。

令和8年2月26日

釧路市長 鶴間 秀典

(説明)

西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎建築主体工事に關し、契約金額を変更する特別処分をしたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例抜粋

(契約変更の特別処分)

第4条 第2条の契約について、次に掲げる契約の変更を必要とするときは、市長は、議会の議決を経ないで、これを変更することができる。

(1) 設計変更の程度が、著しい変更又は重要部分でない場合で、かつ、契約金額の1割以内の契約変更

(2号 略)

2 前項の規定による処置については、市長は、次の議会においてこれを報告しなければならない。

議案第69号

工事請負契約の締結に関する件

西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎建築主体工事に関し、次により請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 西消防署大楽毛支署・第12分団庁舎建築主体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 1,022,780,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 釧路市住之江町12番17号
村井・新太平洋・向陽特定共同企業体
代表者 村井建設株式会社
代表取締役 村井剛大 |
| 5 | 工期 | 契約の日から令和9年8月31日まで |

令和7年6月12日提出

釧路市長 鶴間秀典

釧路市報告第3号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年9月19日

釧路市興津5丁目1番

2 損害賠償の額 210,947円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として210,947円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和8年2月26日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項指定の件

(平成17年10月27日議決)

議会の権限に属する次に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として指定する。

- (1) 市有財産について不法行為又は契約不履行があった場合において、市が提起する訴訟の目的の価額が100万円未満の訴訟、和解及び調停に関すること。
- (2) 1件の金額が100万円未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定め、及び和解又は調停を成立させること。

釧路市報告第4号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年12月4日

白糠郡白糠町和天別1110番11

2 損害賠償の額 167,200円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として167,200円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和8年2月26日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第5号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年12月4日

釧路市桜ヶ岡3丁目11番

2 損害賠償の額 133,210円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として133,210円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和8年2月26日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第6号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日等、損害賠償の額及び相手方

番号	事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償の額	損害賠償及び和解の相手方
1	令和7年10月10日	釧路市緑ヶ岡1丁目1番地先 市道緑ヶ岡西3線	49,005円	別添中番号1
2	令和7年10月17日	釧路市中園町10番地先 市道柳橋通	9,090円	別添中番号2

2 和解成立の方針

- (1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金としてそれぞれ前項の表に掲げる損害賠償の額を負担する。
- (2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

令和8年2月26日

釧路市長 鶴間秀典

(説明)

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基

づき、報告するものである。

釧路市報告第7号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、武佐1丁目19番8号において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和7年12月15日

釧路市武佐1丁目19番8号

2 損害賠償の額 275,000円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として275,000円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和8年2月26日

釧路市長 鶴間 秀典

(説明)

武佐1丁目19番8号において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

